（前のページより続き）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**四八）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**三四〇、三四一）　五
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**三四二）　五
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**三四三）　五
○肥料の登録が失効した件（**同**三四四～三四六）　六
○肥料を登録した件（**同**三四七）　六

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇二〇年十～十二月期）（内閣府）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、解散命令関係　八
会社その他　八
会社決算公告　八

省　令

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二日

総務大臣　武田　良太